

2025

学校いじめ防止基本方針

Ver. 12



令和7年4月

和泉市立幸小学校

目次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 年間計画
- 5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

第2章 いじめ防止

- 1 基本的な考え
- 2 いじめの防止の為の措置
 - （1）いじめについての共通理解
 - （2）いじめに向かわない態度や能力の育成
 - （3）いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - （4）自己有用感や自己肯定感を育む
 - （5）児童自らがいじめについて学び、取り組む

第3章 早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための措置

第4章 いじめに関する考え方

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応
- 3 いじめられた児童又はその保護者への支援
- 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 ネット上のいじめへの対応

第5章 その他

- 1 組織的な指導体制
- 2 校内研修の充実
- 3 校務の効率化
- 4 地域や家庭との連携について

第6章 重大事態への対処

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校では、人権教育を、教育活動の柱に据え、様々な取り組みを行ってきた。その中で、様々な視点からの人権学習や地域との交流を行い、児童一人ひとりが、自分に自信をもち、いきいきと人生を歩んでほしいという願いをこめて、実施してきた。また、「ことばの力の育成」という視点で、幼稚園・保育園・小学校・中学校の15年間で、一貫した方向性をもった取り組みを中心に、学力向上にむけた教育活動を行っている。そうすることで、自分を磨き、将来もつねに、学びつづけようとする児童を育てたいという願いで実施している。さらに、「つながり」ということを大切にし、家庭とつながり、地域とつながり、また、関係機関とつながりながら、多くの人的資源を活用し、児童たちが安心して過ごせる学校にしたいと考えている。その結果、将来、一人ひとりが社会や地域にしっかりと根ざし、多くのこととつながりを大切にしながら、活躍できる人になってほしいと願っている。

今後も授業中はもちろんのこと、休み時間や行事などのさまざまな活動の中で児童どうしの温かい関係づくりに重点を置いていく。また、児童一人ひとりの観察をこまめに行うことにより、わずかな心や身体の変化にも気づきやすくなる。そのような一連の教育活動を通して本校としての「いじめ防止基本方針」を定め、これまでの教育活動を一層充実させながら、児童たちが安全で安心して過ごせる学校をめざしたい。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務、生活指導担当、人権教育推進担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、加配教員、スクールカウンセラー

(3) 委員会のもちかた

毎月1回を基本に状況に応じて随時行う。

いじめ防止のために、友だち関係や行動面で気になる児童や事象について交流する

(4) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止対策立案

ウ いじめにつながる事象がないか情報交換をおこなう

エ いじめの対応

いじめとみられる事象があれば「いじめ対策委員会」を設置して、当該児童担任、関係教職員を招集し組織的に対応する

オ 教職員の資質向上のための校内研修

カ 年間計画の企画と実施

キ 年間計画進捗のチェック

ク 各取組みの有効性の検証

ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

幸小学校 いじめ防止年間計画						
	児童・保護者 (行事関係)	なかまづくり(未然防止)	早期発見	啓発等	研修等	PDCA
4月	入学式・始業式 学級開き(全) 学習参観・懇談会 家庭訪問 春の遠足	学級目標決定(1～6年) 班づくり 対面式 みんな遊び(全) たてわり活動(全) (毎月一回)	家庭連絡・家庭訪問 校内家庭支援会議 いじめ防止委員会 各学年のSK会議 校内家庭支援会議 いじめ防止委員会	学校だより等 (本校方針の報告) いじめ・セクハラ 相談窓口の周知	職員会議 本校方針の共有 新転任者研修	
5月	林間学校(5年) PTA 読み聞かせ (全)	)		PTA 総会 (本校方針の報告)	校内研① 集団づくりの目的・目標の共有	
6月	オープン参観 児童引き取り下校訓練	たてわりそうじ(全)	いじめ実態アンケート の実施① 校内家庭支援会議 いじめ防止委員会 個人懇談会 校内家庭支援会議 いじめ防止委員会	アンケートの実 施・対応	校内研② 児童についての共有	
7月	個人懇談会	非行防止教室(6年)		個人懇談会	市人教夏季研修 校内研③	
夏季 休業					1学期のふりかえり。実態を踏まえ、 2学期に向けての 確認(各学年)	
8月		非行防止教室(5年)			大人教夏季研	
9月	運動会	人権総合学習(全・通年) 1年うちのしごと 2年マイストーリー 3年私たちのまちのいいところ 4年2分の1成人式 5年伝統産業 校区の歴史 6年平和学習・部落問題学習	校内家庭支援会議 いじめ防止委員会		生徒指導研修	
10月	修学旅行(6年)		校内家庭支援会議 いじめ防止委員会 各学年のSK会議		大人教大会	
11月	秋の遠足・社会見学 平和月間 平和ビデオ鑑賞会 授業参観 学級懇談会	たてわり読み聞かせ たてわりそうじ(全) たてわり活動(全) (毎月一回)	校内家庭支援会議 いじめ防止委員会 いじめ実態アンケート の実施②	学級懇談会		
12月	平和報告会 個人懇談会		校内家庭支援会議 いじめ防止委員会 個人懇談会	アンケート実 施・対応 個人懇談会	校内研④ 2学期のふりかえり。実態を踏まえ、 3学期に向けての 確認(各学年)	
1月			校内家庭支援会議 いじめ防止委員会 各学年のSK会議	新入生説明会 (保護者対象)	人権・部落問題学 習研究集会	
2月	新入生説明会 (保護者対象) 学習参観 親子交流会	たてわりそうじ(全) たてわり活動(全) (毎月一回)	校内家庭支援会議 いじめ防止委員会 いじめ実態アンケート の実施③	アンケート実 施・対応	各学年の取り組み 報告(文書)	
3月	たてわりお別れ会 6年生を送る会 卒業式	幸クリーンデイ(全)	校内家庭支援会議 いじめ防止委員会		校内研⑤ 1年間の振りかえり。成果と課題の 共有	

5 取組み状況の把握と検証（PDCA）

「校内家庭支援会議」と「いじめ防止委員会」は、月一回の定例会議を行い、児童の友だち関係や家庭環境、登校状況や行動面などで気になる児童や事象について共通理解をはかる。また年3回(学期末に一度)検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、学期に1回おこなう「いじめ防止アンケート」の作成・集約・分析を行い全教職員に結果報告を行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

「いじめ」は、見えないところで起こるとよく言われている。したがって、いじめ防止のためには、見ようとしないと見えないという視点にたち、すべての教職員は、日頃から、児童とのコミュニケーションを積極的に行う。児童へのアンケートや相談活動を定期的実施し、児童一人ひとりの状況をしっかり把握するとともに、早期発見に努める。また、児童にとって安心して安全な学校をめざし、人権教育を中心にすえた、いじめの起こらない環境づくりや雰囲気づくりへ向けた取組みを、児童の実態に応じて進め、いじめの未然防止を図っていく。

いじめ防止等の目的で、すべての教職員が組織的に対応できるように、「校内家庭支援会議」「いじめ防止委員会」を開き、いじめの未然防止や早期発見をはじめ、全ての教職員がさまざまな形で、いじめ防止対策の取組みを進めていく。

また、日頃から、児童の人権意識を高めるように働きかけ、自己有用感を育て、自尊感情を高めるために、計画的に、社会体験や交流体験を取り入れたりしながら、児童会活動をはじめとした自治活動やそれぞれの学年・学級活動においても、いじめが起こらない雰囲気作りを実施する。

これらについて、SC・SSW または保護者や PTA、または中学校と連携をとり、地域や関係機関からの協力を得ながら、進めていきたい。

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。常日頃から、児童と教職員が「いじめとは何かについて」具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して紹介や掲示を行う。

(2) いじめに向かわない態度や能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、様々なストレスが関わっているため、一人ひとりの学びを保障する授業づくりを進め、学級や学年、地域等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。また、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスと適切に向き合える力を育んでいきたい。

なお、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものであり、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、いじめの指導には細心の注意を払う。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む

児童の自己有用感を高めるため、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を設ける。その際、教職員だけではなく、家庭や地域の人々などにも協力していただき、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を自ら乗り越えるような体験の機会を積極的に設けていく。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種や同学校種間で適切に連携しての取組みも積極的に進める。

（５）児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を校内で呼びかける取組みを推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方のどこが問題なのかを考えたり、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを考える機会を設ける。

なお、児童会がいじめの防止に取り組むときは、一部の役員等だけが行う活動に陥らないよう、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるように、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑い、早い段階から複数の教職員で連携して関わり、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、常に情報を共有する。なお、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応を進めていく。

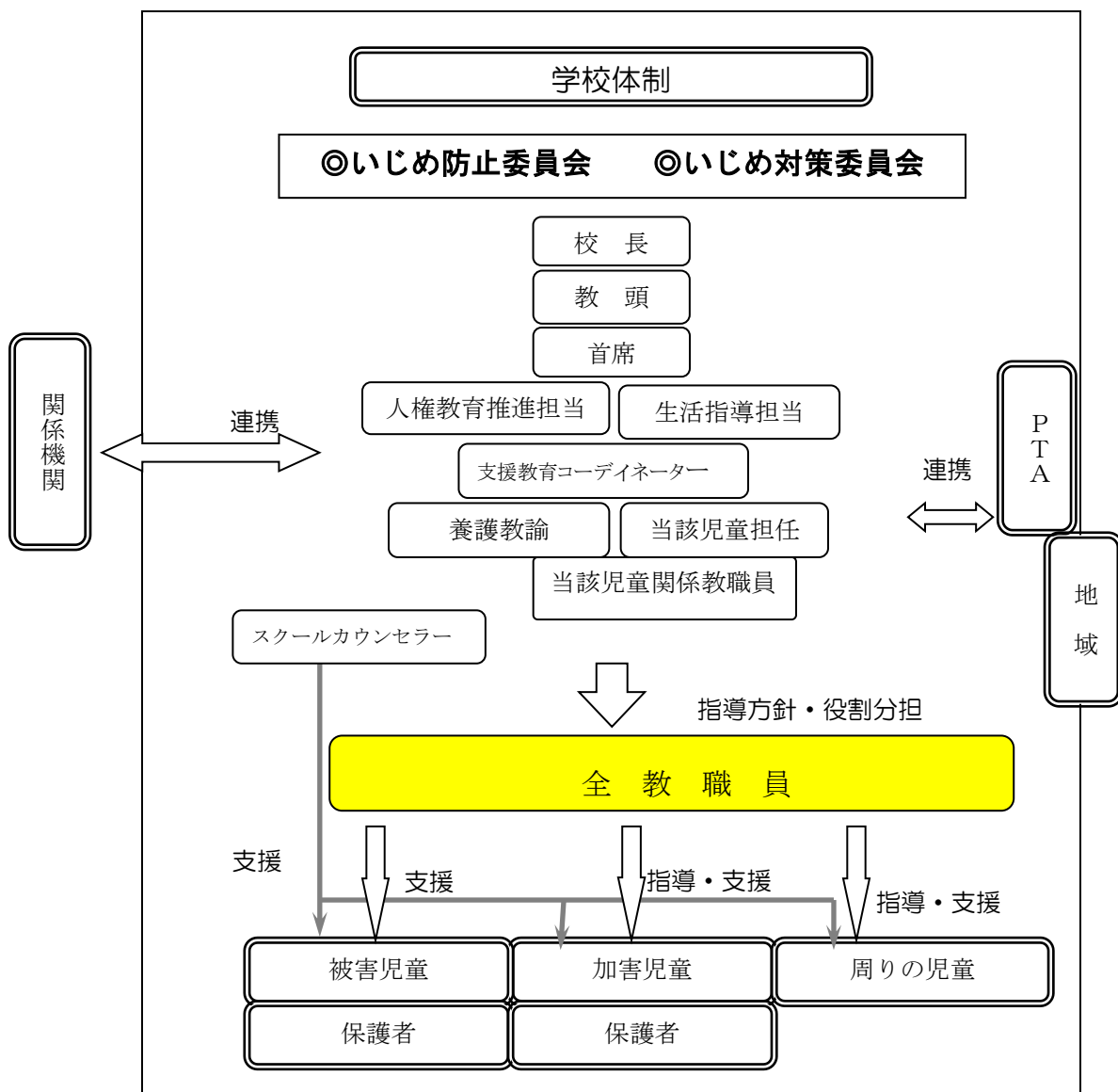
2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、「いじめチェックシート」などを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 児童及びその保護者、教職員が、いじめに関して相談できる体制を整備し、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に点検し、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知していく。
- (4) 定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。なお、このことで集まったいじめに関する情報について学校の教職員全体で共有し、組織的に対応を進めていく。
- (5) いじめの積極的認知を進め、些細な出来事に対しても児童本人のつらい気持ちに寄り添い苦痛を受け止め解消に向けて対応する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめとみられる事象を発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」は、速やかに「いじめ対策委員会」を設置して組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、加害児童への指導を毅然とした態度で行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。



2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめにあたる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。そして、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童を徹底して守り切る体制をとる。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに管理職、及びいじめ対策委員会に情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、役割分担と今後の方針を定め、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめについての事実確認を行う。事実確認の結果、いじめ対策委員会においてこれからの児童への対応と、その対処について決定し、被害・加害児童の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為と認められるときは、所轄警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

学校は、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解消したと判断しても、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行っていく。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめた児童に対して、学校は、いじめ対策委員会の方針のもと教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをとめるとともに、その再発を防止する措置をとる。

また、保護者の協力のもと、学校と保護者が連携し、いじめを解消させるための本人への対応を適切に継続して行っていく。児童に対して、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達を促す発達支持的指導を行う。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対して、自分には関係ないという傍観者ではなく、いじめを止めるためになにができるか考える機会を設定する。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、自分たちで解決しようとする態度を醸成する。

いじめを解決するために、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるのではなく、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できないいじめを許さない集団づくりを進めていく。

6. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合に、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組みについても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

第5章 その他

① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要であり、定期的にこれらの対応について、すべての教職員で共通理解を図る。いじめの問題等に関する記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、必要に応じて、ＳＣ、ＳＳＷ、教育委員会など外部専門家等に協力を得ながら対応を進め、より実効的ないじめの問題の解決にあたる。

② 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

③ 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

④ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。地域教育協議会などで協議する機会を設けるなど、社会と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が積極的に連携・協働する体制を構築する。

⑤ 発達支持的生徒指導（成長を促す指導）の推進

児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという発達支持的生徒指導の視点を持ち、教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と 社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかける。そうすることで、児童が自己の存在感を感受でき、共感的な人間関係を築くことによって、安心安全な学校風土の形成に繋がる。

第6章 重大事態への対処

いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害（注1）が生じた疑いや、相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、及び児童保護者からいじめの重大事態である旨の申し立てがあるときには以下のとおり対処する。

- ① 重大事態（疑いも含む）が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会との連携のもと、事実関係の確認を行うための組織を構成する。（注2）
- ③ 当該事案についての調査を実施する。
- ④ 上記調査結果について、学校または教育委員会はいじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

（注1）「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等をさす。

（注2）調査の主体は市教育委員会の判断により、学校あるいは教育委員会が担う。

早期発見・事案対処マニュアルチェックリスト

チェック	項目	リスト
	1	自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
	2	いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
	3	日頃から、児童とのコミュニケーションを積極的に行い、一人ひとりの状況を把握している
	4	自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やＯＪＴ等の内容を日常の指導に活かしている
	5	子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも管理職、人権教育推進担当、生活指導担当等に報告している
	6	少しでもいじめが疑われたら、「いじめ防止委員会 窓口（人権教育推進担当、生活指導担当）」に報告している
	7	子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
	8	子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
	9	子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校だよりなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
	10	子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている

いじめ早期発見のためのチェックリスト

	項目	児童を観るポイント
登校	1	遅刻・欠席・早退が増えた
	2	あいさつや返事が返ってこなく元気がない
授業中・ 休み時間	3	教室に入れず、保健室などで過ごすことが増える
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする
	5	発言すると冷やかされたり、無視されたりする
	6	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする
	7	特定の子どもの気を遣っている雰囲気がある
	8	クラスやグループの中で絶えず周りの顔をうかがっている
	9	自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
	10	教職員の近くにいたがる
	11	休み時間に一人で過ごすことが多くなる
給食・掃除	12	給食を意図的に配り忘れたり、不平等な配膳をされたりする
	13	いつも重い物や汚れたものの当番になっている
	14	教職員がいないと掃除がきちんとできない
	15	教室、廊下等に落ちているゴミに無関心である
下校	16	何か事が起きるといつも特定の子どものせいにされる
学校生活	17	持ち物や机、ロッカー、掲示物、トイレ等に気になる変化がある
	18	グループ分けをするとなかなか決まらなかったり、特定の子が残ったりする
	19	衣服の汚れ、擦り傷やあざが見られる
	20	他の子どもにきつい言葉をつかう
	21	教職員によって態度を変えたり機嫌をとったりする

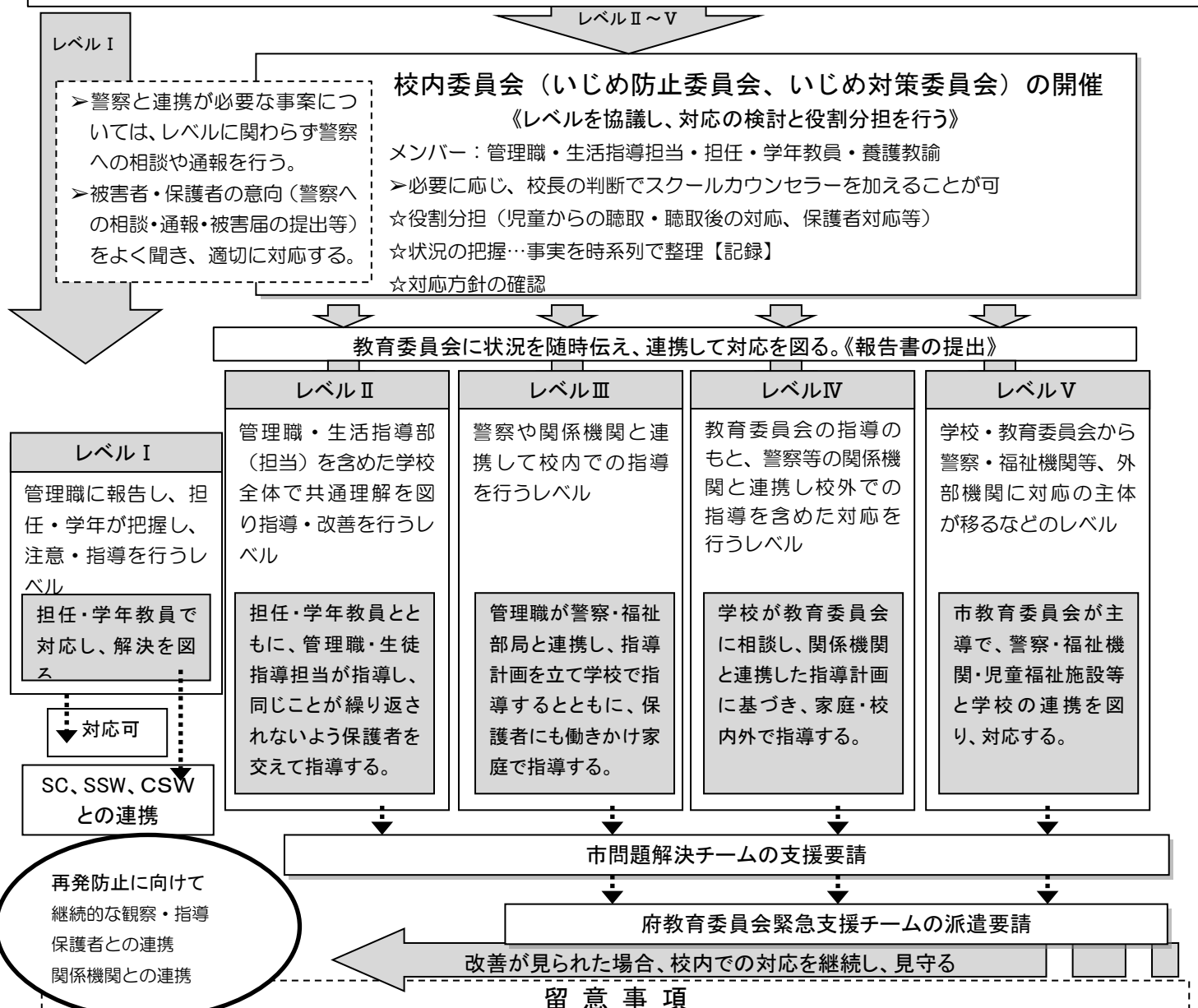
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から市教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



再発防止に向けて
継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

5つのレベルの例示

大阪市教育委員会資料に基づき作成

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないよう注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止などを活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も 30 分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治 3 カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。